

4 秋田県飲酒運転追放県民運動

1 運動の目的

県民の願いにもかかわらず、依然として後を絶たない飲酒運転の根絶を図るため、県民一人ひとりの自覚を促し、「飲酒運転はしない、させない運動」を推進する。

2 運動の期間

4月1日から3月31日まで

(強調期間：8月1日から8月31日までの1か月間、12月1日から12月31日までの1か月間)

3 運動の重点

- (1) 飲酒運転の根絶に向けた環境づくりの促進
- (2) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- (3) 飲酒運転をさせない運転者教育の推進

4 主な推進事項

推進項目	推進事項
飲酒運転追放意識の醸成	<ul style="list-style-type: none">○ 各種講習会、研修会において、飲酒運転事故事例を紹介して、飲酒運転の危険性と本人、家族、職場に及ぼす影響の重大性の理解を図る。また、飲酒運転に関する罰則及び行政処分の内容を周知して、飲酒運転防止意識の向上を図る。○ 交通事故被害者の手記など、交通事故被害者等の声を反映した啓発活動等を実施して、飲酒運転根絶意識の醸成を図る。
飲酒運転をさせない環境づくり	<ul style="list-style-type: none">○ 飲酒運転追放宣言など、地域、職場、家庭等が一体となり、飲酒運転をさせない環境づくりを促進する。○ 酒類を提供する飲食店等では、来客への呼びかけ等により、運転者への酒類提供禁止を徹底する。○ 飲酒場所に自動車で行く場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲酒しない人を決めて、飲酒後自宅まで送るハンドルキーパー運動を推進する。○ 家庭や職場では、アルコール検知器を活用した車両運転前の体調確認を徹底する。○ 飲酒運転取締りを強化する。
広報・啓発活動	<ul style="list-style-type: none">○ 新聞、テレビ、広報紙、チラシ、インターネット等各種広報媒体を活用して、飲酒運転の危険性、事故責任の重大性等を繰り返し広報・啓発して、規範意識の高揚を図る。○ 各種会合を利用した広報・啓発を実施する。○ 市町村広報車による巡回広報を実施する。